防犯カメラの設置手順

1. 設置の目的、効果、撮影範囲、設置場所、設置費用（初期費用、維持管理費用）、管理運営の方法、体制などについて、計画をたてる。

※撮影範囲は防犯効果が発揮できる必要最低限の範囲とし、個人の住宅内などの私的空間（プライバシー）が撮影されることがないように配慮する。

　管轄の警察署へ防犯に効果的な設置場所について、アドバイスを求めることができます。

※設置場所については、事前に設置場所（土地、建物、柱等）の所有者（管理者）に内諾を得ておく。

※設置費用は業者から見積もりを取る。

※管理責任者、操作担当者を決める。

※「その２　防犯カメラの設置運用規定（作成例）」を参考に、管理運営の方法、体制などを明確にした規定を作成する。

1. 設置計画の内容を地区の住民や関係者に事前に説明し、了承を得る。

※自治会等であれば、回覧等で必要性を周知、意見を集約したうえで総会等に諮る。

1. 設置場所（土地、建物、柱等）の所有者（管理者）から正式な許可を得るなど、必要な手続きを行う。
2. 動作確認をおこない、「防犯カメラ作動中」等の看板を取り付ける。
3. 設置完了